

浦安市立学校における学校図書館のメディアセンター化に関する基本方針

令和5年8月策定
浦安市教育委員会

1. 趣旨・目的

GIGA スクール構想による一人一台の端末の活用が学校現場に定着してきている現在、自ら課題を見つけて情報を調べ、その情報が信頼できるものかどうか判断しながら学習していくことが求められている。そこでは「紙の情報収集」と「電子の情報収集」の互いの良い点を生かしながらの情報活用能力の育成が重要であり、学校図書館は大きな役割を担っている。

そこで本市においては、学校図書館を新たな学習情報の収集の場として捉え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実と「主体的・対話的で深い学び」を実現するための環境整備に取り組み、子どもたちが様々な情報をより効果的に活用できる場所としての学校図書館のメディアセンター化を図っていきたいと考える。

2. 基本方針策定の背景

- (1) 小学校学習指導要領（総則編）の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」には「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」とある。又、学校図書館法第2条においても「図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」と示されている。

このように学校図書館は児童の想像力を培い、豊かな心を育むとともに、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的な役割を果たさなければならない。そのためには、学校図書館が「読書センター」としての役割だけではなく、子どもの主体的な学習活動を豊富な資料と多様なメディアによって支えていく「学習・情報センター」としての機能をより充実させることが重要である。

- (2) 近年、子どもたちは、物質的な豊かさに恵まれ、インターネットやスマートフォンなどのメディアを活用した資料収集や資料作成などの能力を使いこなす時代になっている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして、「誰でもが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられたことから、学校では教育の情報化が推進され、学校図書館においても「学習・情報センター」としての機能の充実が強く求められている。

(3) 学校施設整備指針（文部科省R 4. 6 抜粋）では、コンピュータ室を教科・科目の内容に応じ、個別の端末で性能的に困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉えなおしたうえで、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましいと示されている。

また、学校図書館と連携し、児童生徒の様々な学習活動を支える「学習・情報センター」としての機能を持たせることも有効であるとされている。

このようにコンピュータ室は、個別端末の導入に伴い、整備時の目的が一定程度達成されたことから、さらなる高機能化や個別の自由な活動の場所などへの新たな活用について検討されている。

3. 学校図書館の機能・役割

(1) 児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能

学校図書館の機能については、従来より、児童生徒の「読書センター」機能及び「学習・情報センター」機能という2つの柱を持つものと捉えられてきた。この2つの機能の発揮を通じて、学校図書館は「学校教育の中核」たる役割を果たすよう期待されている。

■「読書センター」としての学校図書館

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす。

- ・学校教育の一環として、すべての子どもに、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える。
- ・子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、様々な本を紹介したりして、読書の楽しさを伝える。

■「学習・情報センター」としての機能

学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす。

- ・学校図書館で、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用される。
- ・教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。
- ・利用指導等の取組を通じ、情報の探し方・資料の使い方を教える。
- ・児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習の成果物などを蓄積し、活用できるようにする。

(2) 教員のサポート機能

学校図書館の計画的な利用とその機能の活用（学習指導要領（総則））は、各教科等を通じ、どの教員にも求められる。指導の改善・充実のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切である。一方、学校図書館法において、学校図書館は、教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられている。教科書指導のための研究文献や教師向け指導事務所、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや取り寄せ等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来行うべき重要な役割のひとつである。

(3) 子どもたちの「居場所」提供としての機能

昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持ったりすることができる場となる。児童生徒がこのような学校図書館を、校内における「心の居場所」としていることも少なくない。また、放課後の学校図書館は、放課後の子どもたちに安全・安心に過ごせる場を提供することにもつながる。

4. 本市の課題

本市ではこれまで市内の全小中学校にコンピュータ室を整備し、インターネットによる調べ学習、キーボードを用いたローマ字の学習やドリル学習、資料・作品の制作などに活用してきた。

しかし、GIGA スクール構想による一人一台端末の導入により普通教室での学習が可能となったことから、今後のコンピュータ室の活用や在り方について検討が必要となっている。またこのようなことを受けて、市の情報化推進計画においては、コンピュータ室をコラボレイティブラーニングルーム化し、タブレット端末の活用をより図れるよう、端末を大画面のモニターと接続し、レポート、発表資料、作品制作、プログラミング学習、グループでの協働学習に活用することが検討されている。

一方、学校図書館においては、市内全校に学校司書が配置されており、保護者・地域の協力を得ながら「読み聞かせ」や「読書イベント」なども実施され、学校図書館に足を運ぶ児童が増えるなど「読書センター」としての機能は充実しており、また、教員へのサポート機能や子どもたちの「心の居場所」としての役割も十分果たしている。

しかし、GIGA スクール構想により一人一台端末が貸与されてからは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、学校図書館の利用制限を行ったこともあり、学びを深くするための図書館資料の活用、調べ学習、プレゼンテーション資料作成など、これまで図書館で行われてきたことのほとんどが教室で行われるようになってきている。このため、これまでの「学習・情報センター」としての機能を活用することが減少し、教室でインターネット検索をして調べたりまとめたりすることが多くなっている現状がみられる。さらに「調べ学習」

=「デジタル」と捉えている教員もおり、学校図書館の利用が一部限られた学習活動にとどまっている状況も見受けられる。

しかし、必要な情報を検索することや教科の学習をより深めて理解したりまとめたり、興味あることを粘り強く調べたりすることは端末のみでは難しい。「紙の情報収集」と「電子の情報収集」の互いの良い点を組み合わせていくこと、また、教職員の理解と意識改革を図ることにより GIGA スクール時代に合った新たな環境を整えていく必要がある。

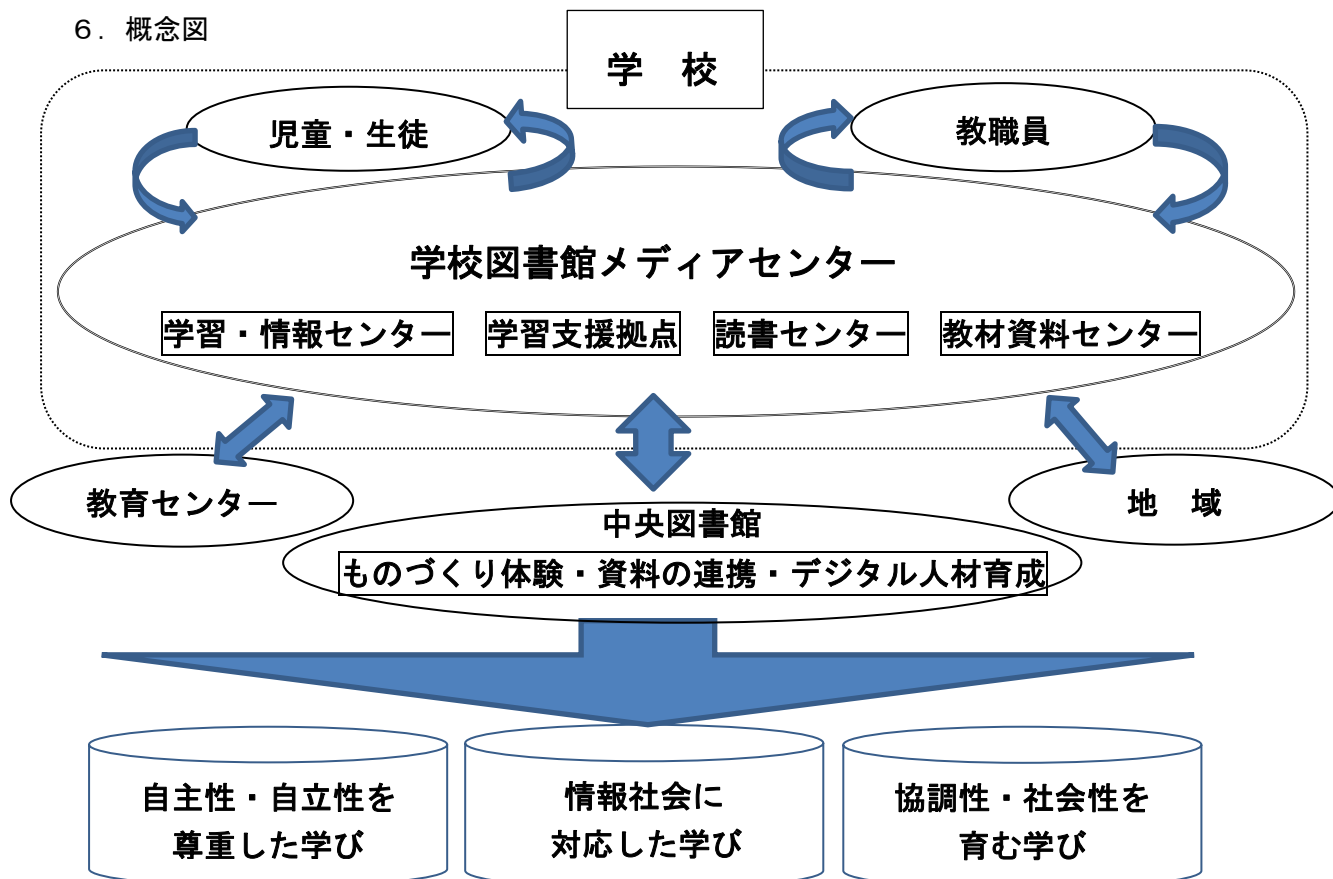
5. 基本方針

学校図書館を「読書センター」の機能はそのままに、「学習・情報センター」としての機能については、既存のコンピュータ室の一部機能を融合し発展させ、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した「メディアセンター」として再整備を図る。

<目指す図書館像>

- 授業の支援体制が整えられ「学習・情報センター」としての新たな役割を果たす学校図書館
- 児童生徒が主体的に活用できる「学習支援拠点」となる学校図書館
- 「読書センター」として豊かな心をはぐくむ学校図書館
- 教職員の「教材資料センター」としての学校図書館

6. 概念図



7. メディアセンターの整備等について

(1) メディアセンターの整備

- ①既設の学校図書館をメディアセンターとして再整備する。
- ②既設のコンピュータ室は、メディアセンターの整備に伴い廃止する。
- ③「楽しく本を読む」読書コーナー・「学習する」調べ学習コーナー・「自主性・自立性を尊重する」個別学習スペースを整備する。

(2) メディアセンターの運用

- ①メディアセンターに ICT 支援員と学校図書館司書を配置する。
- ②今後中央図書館に設置を予定しているファブスペース等の機能と連携強化を図る。
- ③②に伴い、学校のクラブ活動等においてファブスペースと連携し、3Dプリンターやレーザーカッター等の活用への展開を検討する。

(3) メディアセンターの設備

- ①メディアセンターには図書検索ができる児童生徒用のパソコンや調べた資料をすぐに印刷・コピーできる複合機、大型モニター、ミニモニター、プロジェクターなどの必要機器を配備する。
- ②休み時間や放課後に一人で集中して自習したい児童生徒やじっくり調べ学習をする児童生徒の居場所となるよう、仕切りのある個別学習用の机や椅子などを整備し、スペースを確保する。

(4) その他

- ①メディアセンターの整備に伴い発生する学校内の空きスペースは、余裕教室に転用し、当該教室の利用については、基本的に、学校又は教育委員会が学校における教育活動のために活用するものとし、その他の用には供さない。
- ②浦安小学校と入船小学校については、普通教室の不足が懸念されることもあり、先行的な整備を検討する。それ以外の小学校については、長寿命化計画など学校施設改修計画に合わせた整備を検討する。